

国民健康保険・後期高齢者医療制度の 限度額認定証の申請・更新



74歳の人および後期高齢者医療制度に加入している人で住民税非課税世帯の人
認定証の更新
現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。更新は加入している医療制度により異なります。

国民健康保険と後期高齢者医療制度には、一カ月間に掛かる医療費の支払いを一定額に抑えたり、入院時の食事代を減額したりする制度があります。

この制度を利用するには「限度額認定証」の交付を受ける必要がありますので、入院の予定がある人や医療費が高額になる可能性のある人は事前に申請をしてください。

※「限度額認定証」がなくても限度額を超えた支払額は申請により後日支給されます

※年齢や所得などによって限度額は区分されます
対象 ▽国民健康保険に加入している70歳未満の人▽国民健康保険に加入している70

付を受ける必要があります。
対象 ▽生活保護を受給している人▽世帯内および世帯分離している配偶者に住民税を課税されている人がいない、預貯金などが1000万円以下(配偶者がいる場合は2000万円以下)の人
※本人の収入などにより自己負担限度額は3段階に区分申請に必要な物 ▽申請書▽本人および配偶者の印かん(スタンプ印不可)▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し



介護保険負担限度額認定の申請・更新

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設で掛かる居住費や食費を所得に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交

国民年金制度からのお知らせ 保険料の免除および猶予について・付加年金制度

国民年金の第1号被保険者(毎月の保険料を納める人)が、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合には、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※制度を利用するには申請して承認される必要があります。申請は毎年必要で、本年度分の申請を受け付けています。なお申請は過去2年分までさかのぼって行えます

※保険料が免除や猶予になった期間は、年金を受給するための資格期間(25年間)に算入されますが、受け取る年金額は減額されます。年金額を増やしたい場合は10年以内であれば後から保険料を納めることができます

保険料免除制度
対象 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の人
免除額 所得額に応じ、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1が免除されます。ただし、一部免除を受けた場合、

年金手帳

日本年金機構

免除された残りの保険料を納入しないと未納と同じ扱いになります

保険料納付猶予制度

対象 本人・配偶者の前年所得が一定の基準以下の50歳未満の人

猶予額 保険料の全額
※この制度は学生は利用できません

学生納付特例制度

対象 本人の所得が一定の基準以下の学生

失業による免除・猶予

失業した時は所得があっても、雇用保険受給資格者証(写し)などの書類を添付し申請すれば免除もしくは猶予になる場合があります。

免除・猶予額 保険料の全額

◆付加年金制度
自営業者などの第1号被保険者の人が、希望により通常の保険料に「月額400円」を追加して納付することで、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金も受けられようになります。

付加年金の年間給付額は「付加保険料を納めた月数×200円」で計算されます。2年間受け取るだけで納めた保険料と同額になる、大変お得な制度です。

※申請書は介護高齢課・市ホームページ・介護保険施設にあります
認定証の更新
現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も必要な人は8月末日までに更新の手続きをしてください。
※平成28年8月から非課税年金収入額も所得として算入されます
申請・問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)

各種申請 保険年金課・鬼石
総合支所住民サービス課
問い合わせ 保険年金課(☎④2259)

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

介護保険には利用者の収入が一定以下の場合に、社会福祉法人が福祉サービスの介護費・部屋代・食費の利用者負担を軽減する制度があります。
対象 世帯全員が市民税非課税で次の要件の全てを満たす人▽年収が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることと50万円を加えた額以下▽

預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることと100万円を加えた額以下▽日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない▽負担能力のある親族などに扶養されていない▽介護保険料を滞納していない
対象サービス 軽減を実施する社会福祉法人が介護老人福

祉施設などで行う福祉サービス
軽減の割合 対象サービスに係る利用者負担額の25%(老齢福祉年金受給者は50%)
申請に必要な物 ▽申請書▽年収などを確認できる書類
※申請書は介護高齢課・市ホームページにあります
申請・問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)

群馬医療福祉大学・市・市教育委員会 連携・協力に関する協定を締結



6月2日、群馬医療福祉大学・市・市教育委員会の三者は「連携・協力に関する協定」を締結しました。この協定により連携事業のさらなる充実・強化の図れる体制が整いました。今後も協力してまちづくりに取り組んでいきます。
問い合わせ 自治交流課(☎④2428)

こころの健康を大切に

「なんとなく不安…」「よく眠れない…」あなたのこころは元気ですか?
「こころの体温計」はパソコンや携帯電話で簡単にストレスや落ち込み度をチェックできるシステムです。各種相談窓口も紹介しています。不安を感じたら一人で悩まず相談してください。

■市ホームページのここをクリック



■スマートフォンなどは
こちらからも



問い合わせ 福祉課(☎④2297)